



## 障害基礎年金等を受けている方の現況届について

**20歳前の障害による障害基礎年金、障害福祉年金から切り替わった障害基礎年金、母子・準母子福祉年金から切り替わった遺族基礎年金**を受けている方は、毎年7月が「現況届」の提出月です。

「現況届」とは、引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するための大切な届です。7月初旬に年金事務所から現況届が送られてきますので、同封の説明書をよくお読みの上必要事項を記入し、お住まいの市町村役場国民年金担当窓口へ7月末までに提出してください。

なお、「**現況届**」が提出されない場合や、**所得の審査ができない場合には、年金の支払いが一時停止することがあります**のでご注意ください。

※障害状態が引き続き障害等級に該当するか確認を必要とする方は、診断書の用紙を一緒にお送りしています。医師の診断を受けていただき、現況届(障害の状態によってはレントゲンフィルム・心電図)と一緒に提出してください。

※加算対象者のいる方については、加算額を引き続き受けるために、生計維持関係の証明をしていただく必要があります。

※平成24年1月2日以降に他市町村から転入した方は、平成24年1月1日現在、住民票がある市町村にて平成23年分の所得に関する証明を添付してください。

※他の公的年金・恩給などを受けている人は、同封されている「支給停止額変更届」を記入の上、直近の「年金額改定通知書」の写を添えて提出してください。また、新たに他の公的年金を受けられるようになった方は、「支給停止事由該当届」をご提出してください。

## 『美波町食生活改善推進協議会』表彰される!!

美波町食生活改善推進協議会は、合併後に発足し、自主的な地区組織活動を通じて食生活の改善、向上及び健康増進に貢献してきたことが認められ、6月6日の徳島県食生活改善推進協議会通常総会におきまして、団体として『会長表彰』を受賞しました。

「子供たちと一緒におやつ作りをしたり、高校生への食育授業に行ったり、お隣さんに野菜たっぷりのおかずをおすそわけしたり・・・そんな積み重ねがよかったのかな～」

この受賞を機会によりいっそう食生活改善や、健康増進に向けての活動にはげんでいきたいとヘルスメイトさん達は意気込んでいます。皆さんも私たちと一緒に活動してみませんか?



【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎ 77 - 3621